

令和7年度
対馬市
創業・事業拡大等支援事業補助金
(人材育成支援事業)

【公募要領】

【申込・問合せ先】

対馬市役所 しまづくり推進部 政策企画課

電話：0920-53-6111

〒817-8510 対馬市巖原町国分1441番地

1. 補助金の目的

市内の人材確保と育成を図るため、市内で事業を行うために必要な資格の取得や講座等の受講に対して支援を行います。※市内で行えない資格取得や講座受講に限ります。

2. 補助金の内容

補助対象となる事業	補助対象者	補助の要件
市内での事業活動に必要な資格や知識を市外で取得・習得する事業	市内に事業所を置く個人、法人 ※そこで雇用される従業員の資格取得等が対象	①市内での事業活動に必要な資格取得や講座等の受講であって、当該の従業員を引き続き3年以上雇用すること ②市税等を滞納していない者 ③宗教活動や政治活動を目的としていない者

3. 補助対象経費・補助額上限・補助率

当補助金の対象経費は下記のとおりです。事業計画書の収支予算書は下記項目に区分して記載してください。補助率、補助額の上限は記載のとおりです。

【補助率・補助上限額】補助対象経費の5分の4以内、上限額10万円

項目	説明	例示
旅費	島外に出るための旅費、島外での宿泊費	航空券代、船代、宿泊代
受験・受講料	受験料・受講料	資格取得や研修受講に必要な受験料・受講料
その他	事業に必要と認められる経費	事業を行うためにどうしても必要であると認められる経費

※留意事項

① 補助対象経費が、国（特にハローワーク）、県等の他の補助金の対象となっていないこと

主な国の制度にハローワークの教育訓練給付金制度がございますが、ここで交付対象になっている場合でも、雇用保険の被保険者となってからの期間で教育訓練給付金制度の給付を受けられない場合もございます。このような場合は当補助金の対象になります。

また、教育訓練給付金制度には、資格取得に係る講座の受講料は対象で、試験料が対象でない場合等もございます。この場合でも当補助金の対象にすることができます。教育訓練給付金制度を活用する際の**旅費のみを対象とすることもできます。**（ただし、雇用主が負担した旅費のみが対象で、資格取得者が負担した場合は対象外です。）詳細は担当者までお問い合わせください。

② 消費税は補助対象外

③ 補助金額は1,000円単位とし、1,000円未満は補助対象外

④ 実績報告においては、合格証や受講証明等の提出が必要です。合否があるもので、不合格になった場合は変更交付申請をしていただき、補助金も支払われません。

4. 募集期間

予算の範囲内で随時受付 ※予算残額についてはお問い合わせください。

5. 申込・問合せ先

〒817-8510 対馬市厳原町国分1441番地
対馬市 しまづくり推進部 政策企画課
電話：0920-53-6111
メール：seisaku@city.nagasaki-tsushima.lg.jp

6. 申込・問合せ先、提出書類

下記書類をマニュアルを参考に記載し対馬市政策企画課にお申し込みください。

- ① 補助金交付申請書（様式第1号）
- ② 事業計画書（1）（様式第2号の2）
- ③ 収支予算書（様式第3号）
- ④ 納税等状況確認同意書 ※個人事業主のみ
- ⑤ 納税証明書 ※法人のみ
- ⑥ 雇用維持等誓約書（様式第5号）
- ⑦ その他必要書類一式（受験、受講内容等がわかるものなど）

7. 留意事項

- 補助金の対象となる経費の発注・契約・支払いなどの行為は、市からの「補助金交付決定通知書」受領後に行ってください。受領前に行った行為の経費は、補助金の対象外となります。
- 補助事業を実施するなかで、補助事業の内容または経費の配分を変更する必要があるときは、事前に担当者に相談してください。市の承認がなく変更した場合、補助金の交付を取り消すことがあります。
- 補助金は、補助事業完了後に実績報告書の提出を受け、補助事業が適正に実施されたことを確認したうえで支給します。事業完了後は、速やかに実績報告書を提出してください。
- 補助事業者は、創業後の事業運営の状況を5年間（申請年度を含む）、事業実施状況報告書で報告していただきます。
- 補助事業に関係する帳簿は、5年間保存してください。
- 補助事業で資格取得や研修の受講等を行った方は誓約書のとおり必ず3年以上雇用し続けてください。被雇用者の都合であっても、雇用の維持ができなければ補助金返還の対象となります。
- 一事業者あたりの申請は同年度内3回が上限です。1回あたり同一試験（同一受講）の複数人の申し込みを行うことは可能です。